



議案第九十五号

吉田地区農地造成事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

一 事業の名称及び工事名 農地造成事業（第二次農業構造改善事業）吉田地区

農地造成工事

二 施行場所 三朝町大字吉田 **地内**

三 工事の概要 農地造成 二五ヘクタール

四 事業費 三五九〇〇〇〇〇円

五 事業の実施方法 請負

六 工事の時期 昭和五十六年度